

通信型研修 運用・利用規定

1. 本規定について

1.1 本規定の目的

本研修は、通信型研修の効率的かつ安定的な運用を提供することを目的とし、通信型研修の利用に係る項目の明確化を図るものです。

1.2 本規定の適用範囲

本規定は、原則として通信型研修を受講する福井県内の全教職員に適用します。ただし、教育総合研究所長の許可を得て受講する場合はその限りではありません。

2. 禁止事項

通信型研修の受講者は、受講に際して、次の各項に掲げることをしてはなりません。

- (1) 法律および公序良俗に反すること。
- (2) 他人の著作権を侵害すること。
- (3) 人権の尊重に欠け、他人のプライバシー、財産などを侵害することおよび他人に不利益を与えると判断されること。
- (4) 他人を誹謗中傷すること。
- (5) 営利を目的としたことおよびその準備を目的としたこと。
- (6) 教育利用上、不相当と判断されること。
- (7) 通信型研修の運用を妨げ、あるいは通信型研修の信頼を棄損すること。
- (8) 通信型研修の動画教材をダウンロードすること。ただし、参考資料として提示されたワークシート等はその限りではありません。
- (9) その他、学校長、所属長および教育研究所長が不相当と判断すること。

3. 通信型研修の運用に関する問合せ先

福井県教育総合研究所 教職研修センター 通信型研修担当 Tel (0776) 58-2160